

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

烏取縣公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起算に當るときは、その翌日)

予定価額についての意見の決定  
第八項第四号及び第三十八条の四第十二項第四号の規定による譲渡  
「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条

目

◆規則  
鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

規則

鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年六月一日

鳥取県知事  
平  
林  
鴻

鳥取県規則第三十二号

## 鳥取県本庁事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 烏取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十  
七号）の一部を次のように改正する。

同号〔中〕「二千万円」を「三千万円」に改め、同号〔中から〕までの規定中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号〔中〕「一千万円」を「三千万円」に、「二千万円」を「五千万円」に改め、同号〔中〕「二千万円」を「五千万円」に改め、同号〔中〕から〔まで〕の規定中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号〔中〕「二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第4号及び第五号中「二百万円」を「五百万円」に、「漁港工事」を「漁港工事等」に改める。

別表第三農政課の項課長専決事項の欄中「一千万円」を「三千万円」に、「漁港工事」を「漁港整備事業及び沿岸漁場整備開発事業に係る工事」に改める。

別表第三造林課の項部長専決事項の欄中第一号を削り、第一号の二を第一号とする。

第三号の四中「漁港工事」を「漁港工事等」に改める。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第一号中「二二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第二号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第三号中「二二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第四号〔から〕までの規定中「二二千万円」を「五千万円」に改め、同号四中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号四及び六中「百万円」を「五百万円」に改め、同号九中「工事費」の下に「（請負契約の締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下土木部共通の項において、課長専決事項の欄第一号を除き、同じ。）」を加え、「二二千万円」を「五千万円」に改め、同号四から八まで、同九から十二までの規定並びに同中「二二千万円」を「五千万円」に改める。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第一号及び第二号中「一千万円」を「三千万円」に、「二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第三号〔〕から〔〕までの規定中「一千万円」を「三千万円」に、「二千万円」を「五千万円」に改め、同号四中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号五中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号六から八までの規定中「一千万円」を「三千万円」に、「二千万円」を「五千万円」に改め、同号九中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号〔〕及び〔〕中「一千万円」を「三千万円」に、「二千万円」を「五千万円」に改め、同号〔〕から〔〕までの規定中「三千万円」を「五千万円」に改め、同号〔〕から〔〕までの規定中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号〔〕から〔〕までの規定中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号〔〕中「二百万円」を「五百万円」に改める。

別表第二管理課の項部長専決事項の欄第四号(六)を削り、同欄中第八号

及び第九号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 国有土地使用料等徴収規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号)第一条第二項の規定による使用料等の減免(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第十八号の二の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

別表第三管理課の項部長専決事項の欄中第十号を第九号とし、第十号を削る。

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第一号中「一千万円」を「三千万円」に改め、同欄中第十号を削り、第十号を第十号とし、第十二号及び第十三号を削る。

別表第三道路課の項部長専決事項の欄第三号中「第四条」を「第三条」に改める。

別表第三道路課の項課長専決事項の欄第三号中「第一条」を「第二条」に改める。  
 別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(同)中「第五十九条第三項」を「第五十九条第二項」に改め、同号(同)中「第五十九条第五項」を「第五十九条第四項」に改め、同欄中第三号を削り、第四号を第三号とする。

別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号(同)中「第五十九条第六項」を「第五十九条第五項」に改め、同号(同)中「第五十九条第七項」を「第五十九条第六項」に改め、同欄第三号を削る。

別表第三河川課の項部長専決事項の欄中第十二号を第十四号とし、第五号から第十二号までを二号ずつ繰り下げる、第四号の次に次の二号を加

える。

- 五 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和二十六年政令第百七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの
  - (一) 第五条の規定による市町村からの災害の報告についての主務大臣への報告
  - (二) 第六条第一項の規定による災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請
  - (三) 第六条第二項の規定による災害復旧事業の設計単価及び歩掛の承認の申請
  - (四) 第六条第三項の規定による市町村の災害復旧事業の事業費の決定についての主務大臣への申請の受理及び当該申請に係る書類の主務大臣への送付
  - (五) 第七条第二項の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となつた設計の変更についての主務大臣への承認の申請
  - (六) 第七条第三項の規定による災害復旧事業の廃止についての主務大臣への報告
  - (七) 第八条の規定による市町村災害復旧事業に關し市町村に指示等をしたときの主務大臣への報告
  - (八) 第九条第二項の規定による剩余额の使用についての主務大臣への認可の申請
  - (九) 第九条第三項において準用する第六条第三項の規定による市町村の剩余额の使用についての認可の申請の受理及び当該申請に係る書面の主務大臣への送付

(二) 第十一条の規定による災害復旧事業の成功の認定の主務大臣への申請

(二) 第十二条の規定による災害復旧事業費の国の負担金の率の算定等及びこれらの事務を行つた旨の主務大臣への報告

#### 六 土木工事の設計単価及び歩掛の決定

別表第三河川課の項課長専決事項の欄中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第五号(四)を削り、同号(四)を同号(五)とし、同号(八)中「要求」を「要求等」に改め、同号(八)を同号(七)とし、同号(九)を(八)とし、(八)を(九)とし、同号を同欄第六号とし、同欄第四号の次に次の一号を加える。

五 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（昭和二十六年建設省令第十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるるもの

(一) 第四条第三項の規定による市町村の災害復旧事業に係る事業費の決定についての市町村長への通知

(二) 第五条の規定による災害復旧事業費に対する国の負担率の算定についての市町村長への通知

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第一号中「二千万円」を「五千円」に改め、同欄第二号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第三号中「二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第四号(一)から(三)までの規定中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号(四)中「一千万円未満（設備工事にあつては、六百万円未満）」を「一千万円未満（設備工事にあつては、六百万円未満）」に改め、同号(五)から(三)までの規定中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号(五)中「五百万円未満」を「二千万円未満（設備工事にあつては、六百万円未満）」に改め、同号(五)中「二千万円」を「五千万円」に改める。

別表第三營繕課の項課長専決事項の欄第一号中「二千万円」を「五千円」に改め、同欄第二号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第三号中「二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第四号(一)から(三)までの規定中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号(四)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(五)及び(六)中「百万円」を「五百万円」に改め、同号(五)中「二千万円」を「五千万円」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「三百万円」を「六百万円」とした場合は、当初の工事費。以下建築課の項において、課長専決事項の

欄第一号を除き、同じ。」)を加え、「二千万円」を「五千万円」に改め、同号(二)から(四)まで、(五)から(四)まで及び(四)から(三)までの規定並びに(三)中「二千万円」を「五千万円」に改める。

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第一号中「二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第二号中「百万円」を「五百万円」に改め、同欄第三号中「二千万円」を「五千万円」に改め、同欄第四号(一)、(四)及び(五)中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号(五)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(七)及び(八)中「百万円」を「五百万円」に改め、同号(八)中「二千万円」を「三千万円」に改め、同号(九)から(三)まで、(四)から(三)まで及び(三)から(二)までの規定中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「五百萬円未満」を「二千万円未満（設備工事にあつては、六百万円未満）」に改め、同号(九)から(三)までの規定中「二千万円」を「五千万円」に改め、同号(九)中「五百萬円未満」を「二千万円未満（設備工事にあつては、六百万円未満）」に改め、同号(九)中「二千万円」を「五千万円」に改める。

に改め、同項第二号中「漁港工事並びに」を「漁港整備事業及び沿岸漁場整備開発事業、」に改め、「大山農地開発事業」という。」の下に「並びに久米ヶ原地区畠地かんがい事業、久米ヶ原地区は場整備事業、加勢蛇川地区は場整備事業、大栄地区畠地帶総合土地改良事業及び東伯地区かんがい排水事業（以下地方農林振興局長の項において「中部農業開発事業」という。）」を加え、同号(1)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(2)に改め、同号(2)中「百万円」を「五百万円」に改め、「（海岸砂地造林事業、なだれ防止林造成事業及び保安林改良事業にあつては、三百百万円未満）」を削り、同号(2)及び(4)中「一千万円」を「三千万元円」に改め、同号(4)中「二百万円」を「五百万円」に改め、「調査」の下に「の執行」を加え、同号(6)中「二百万円」を「五百万円」に改め、同項第三号(1)から(4)までの規定中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(6)中「百万円」を「五百万円」に改め、「（海岸砂地造林事業、なだれ防止林造成事業及び保安林改良事業にあつては、三百百万円未満。）において同じ。」」を削り、同号(6)中「百万円」を「五百万円」に改め、同号(1)から(4)までの規定中「二千万円」を「三千万円」に改め、同号(6)中「二千万円」を「六百万円」に改め、同号(6)中「二千万円」を「三千万円」に改め、同項の次に中部農業開発事業所長の項として次のように加える。

中部農業  
開発事業  
所長

一 久米ヶ原地区畠地かんがい事業、久米ヶ原地区は場整備事業、加勢蛇川地区は場整備事業、大栄地区畠地帶総合土地改良事業及び東伯地区かんがい排水事業（以下中部農業開発事業所長の項において「中部農業開発事業」という。）に係る知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 請負契約の対象となる部分の設計金額（以下中部農業開発事業所長の項において「請負対象設計金額」という。）が三千万円未満の工事に係る起工の決定及び当該起工の決定をした工事の設計の変更（国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするもの及び契約金額の二割以上の増減を伴うものに係る設計の変更を除く。）

(2) 請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定

(3) 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る請負契約の締結の決定

- 四 請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行
- (イ) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の土地、水面等の測量及び調査の執行
- (ウ) 契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の設計又は監督の委託の決定
- 二 鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるもの
- (イ) 第五条第一項又は第二項の規定による契約書の作成のうち請負対象設計金額(請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額。以下中部農業開発事業所長の項において、(イ)から(IV)までを除き、同じ。)が三千万円未満の工事に係るものを作成
- (ロ) 第九条第一項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人を立てることの要求のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの的要求
- (ハ) 第九条第二項の規定による金銭保証人又は工事完成保証人の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの承認
- 四 第十四条第一項(第二十条及び第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定
- (イ) 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの決定
- (ウ) 第四十二条第一項後段(第三十六条第五項及び第六項、第三十七条並びに第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工期の変更又は請負代金の額の変更の協議のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの協議
- (エ) 第四十一条第二項の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものの一時中止
- (オ) 第四十二条第一項の規定による工期の延長の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの
- 内 第十九条第一項の規定による入札参加者の指名のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの指名
- (ア) 第二十一条第一項の規定による見積書の提出者の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの
- 決定
- (イ) 第二十二条の規定による請負契約の相手方の決定のうち請負対象設計金額が五百万円未満の工事に係るもの決定
- (ロ) 第二十八条の規定による下請負者等に関する報告の要求
- (ハ) 第三十一条第一項の規定による工事の監督の命令
- (シ) 第三十三条の規定による措置の要求
- (ス) 第三十九条第三項の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの変更等
- (ウ) 第四十一条第一項前段の規定による工事の内容の変更等のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るもの
- 変更等

- (乙) 象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認
- (乙) 第四十八条第二項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの調査及び確認
- (丙) 第五十二条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものとの命令
- (丙) 第五十七条第一項の規定による工事目的物の使用のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの使用
- (丙) 第五十九条第一項(第五十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの支払
- (丙) 第六十一条第二項の規定による請負代金の前金払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの前金払
- (丙) 第六十六条第一項の規定による工事の出来形部分等の確認
- (丙) 第六十六条第三項の規定による請負代金の部分払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの部分払
- (丙) 第六十七条第一項の規定による請負代金の代理受領の承認のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの承認
- (丙) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査の命令のうち請負対象設計金額が六百万円未満の工事に係るものとの命令
- (丙) 第六十九条第二項(第七十条第三項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払のうち請負対象設計金額が三千万円未満の工事に係るものとの支払
- 三 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務のうち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるものの
- (丙) 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第六項の規定による会議の招集
- (丙) 第八十九条の二第八項において準用する第五十三条の八の規定による一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益の徴収並びに仮精算金の徴収及び支払
- (丙) 第八十九条の二第十項において準用する第五十四条の三の規定による精算金の徴収又は支払
- (丙) 第八十九条の二第十項において準用する第五十五条の規定による登記の嘱託
- (丙) 第百十三条の三の規定による管轄登記所への届出
- (丙) 第百十四条の規定による土地の分割又は合併の手続
- 四 土地改良登記令に基づく知事の権限に属する事務のうち中部農業開発事業に係るもので次に掲げるもの
- (丙) 第二条の規定による土地及び建物についての登記の嘱託
- (丙) 第三十三条の二の規定による土地の表示の変更の登記の

嘱託

(三) 第三十三条の三の規定による所有権移転の登記の嘱託  
五 中部農業開発事業を施行するために必要な土地若しくは建  
物、立木その他土地に定着する物件の取得、所有権以外の土  
地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に  
係る契約の締結

別表第二土木出張所長の項第一号中「一千万円」を「三千万円」に、  
「こえない」を「超えない」に改め、同項第二号中「百万円」を「五百  
万円」に改め、同項第三号及び第四号中「一千万円」を「三千万円」に  
改め、同項第五号(一)及び(二)並びに(四)から(六)までの規定中「一千万円」を  
「三千万円」に改め、同号(七)及び(八)中「百万円」を「五百万円」に改め、  
同号(二)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(三)中「工事費」の下  
に「請負契約の締結後において、工事費を変更したときは、当初の工事  
費。以下土木出張所長の項において同じ。」を加え、「一千万円」を  
「三千万円」に改め、同号(四)から(六)までの規定中「一千万円」を「三千  
万円」に改め、同号(七)中「三百万円」を「六百万円」に改め、同号(八)、  
(九)及び(十)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(十一)中「三百  
万円」を「六百万円」に改め、同号(十二)中「一千万円」を「三千万円」に改  
め、同項第六号及び第七号中「二百万円」を「五百万円」に改め、同項  
第八号から第十三号までを次のように改める。

八から十三まで 削除

別表第二土木出張所長の項第十八号の次に次の二号を加える。

十八の二 国有土地使用料等徵収規則(昭和二十三年八月鳥取県規  
則第四十七号)第一条第二項第一号の規定による使用料等の減免

別表第二土木出張所長の項第二十二号の次に次の二号を加える。  
改める。

二十二の二 国有土地に係る都市計画法第三十二条の規定による開発  
行為の同意

別表第二土木出張所長の項第二十三号の次に次の二号を加える。

二十三の二 国有土地に係る土地地区画整理法第七条の規定による地区  
編入についての承認

二十三の三 国有土地に係る土地改良法第五条第六項(第八十五条第  
四項及び第九十六条の二第四項において準用する場合を含む。)の  
規定による土地改良区の地域とすることの承認

別表第二土木出張所長の項第二十四号(一)中「(一般国道又は県道の掘

さくを伴う広告物及び国立公園、国定公園又は県立自然公園の区域内に  
係るものと除く。)」を削り、同号(二)中「のうちこの号の(一)により許可  
したものに係る変更の許可」を削り、同号(三)中「のうちこの号の(一)及び  
(二)により許可し、又は許可することができるものに係る除却、改修、移  
転その他の措置の命令」を削り、同号(四)として次のように加える。

(四) 第九条の規定による広告物を掲出する物件の設置者等が確認で  
きない場合の除却の実施

別表第二倉吉土木出張所長の項第一号及び第二号中「百万円」を「三  
百万円」に改める。

別表第二米子土木出張所長の項第一号中「一千万円未満」を「三千万  
円未満(設備工事にあつては、一千万円未満)」に改め、同項第二号中  
「百万円」を「五百万円」に改め、同項第三号及び第四号中「一千万円

「未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、同項第五号(一)及び(二)並びに四から六までの規定中「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、同号(七)及び八中「百万円」を「五百万円」に改め、同号(二)中「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、同号(三)中「工事費」の下に「（請負契約の締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下米子土木出張所長の項において同じ。）」を加え、「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、同号(四)から(四)までの規定中「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、同号(四)から(四)までの規定中「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、同号(四)、(五)、(三)及び(四)中「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、同号(四)中「五百万円未満」を「一千万円未満（設備工事にあつては、六百万円未満）」に改め、「五百万円未満」を「一千万円未満（設備工事にあつては、六百万円未満）」に改め、同号(四)中「一千万円未満」を「三千万円未満（設備工事にあつては、一千万円未満）」に改め、「五百万円未満」に改め、同号(四)中「二百万円」を「五百万円」に改める。

別表第二都市開発事務所長の項第一号(一)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(二)中「百万円」を「五百万円」に改め、同号(三)及び四中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(四)イ及びロ並びにニから六までの規定中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(四)ト及びチ中「百万円」を「五百万円」に改め、同号(四)ル中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(四)オ中「工事費」の下に「（請負契約の締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下都市開発事務所長の項にお

いて同じ。)」を加え、「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(イ)ワからタまでの規定中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(イ)ソ中「三百万円」を「六百万円」に改め、同号(イ)ツ、ネ、ラ及びム中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(イ)ウ中「三百万円」を「六百万円」に改め、同号(イ)キ中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(イ)ウ中「二百万円」を「五百万円」に改める。

別表第二賀祥ダム建設事務所長の項第一号中「一千万円」を「三千万円」に改め、同項第二号中「百万円」を「五百万円」に改め、同項第三号及び第四号中「一千万円」を「三千万円」に改め、同項第五号(一)及び(二)並びに四から六までの規定中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(七)及び八中「百万円」を「五百万円」に改め、同号(三)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(四)中「工事費」の下に「（請負契約締結後において、工事費を変更した場合は、当初の工事費。以下賀祥ダム建設事務所長の項において同じ。）」を加え、「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(四)から六までの規定中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(四)中「三百萬円」を「六百万円」に改め、同号(四)、(五)、(六)及び(七)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同号(四)中「三百萬円」を「六百万円」に改め、同号(四)中「一千万円」を「三千万円」に改め、同項第六号及び第七号中「二百万円」を「五百万円」に改める。

別表第四土木出張所長の項中「一千万円」を「三千万円」に改め、同表倉吉土木出張所長の項中「百万円」を「三百万円」に改め、同表米子土木出張所長の項中「一千万円以上」を「三千万円以上（設備工事につては、一千万円以上）」に改め、同表都市開発事務所長の項中「一千万円」を「三千万円」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】